

## 平成 22 年度就労支援専門部会 まとめ

## 検討経過

## (平成 21 年度)

平成 21 年 7 月 6 日 幹事会

平成 21 年 7 月 6 日 第 1 回・・・今後の進め方

平成 22 年 2 月 24 日 第 2 回・・・本会からの下命事項の案内

現状についてアンケート調査結果に基づき情報共有

## (平成 22 年度)

平成 22 年 6 月 23 日 幹事会・・・今年度の進め方

平成 22 年 7 月 21 日 第 1 回・・・ //

平成 22 年 10 月 4 日 第 2 回 (精神障害)・・・問題点の改善策、継続支援課題検討

平成 22 年 10 月 5 日 // (学校)・・・ //

平成 22 年 10 月 6 日 // (知的・身体障害)・・・ //

平成 23 年 2 月 7 日 第 3 回 (知的・身体障害)・・・継続支援改善策、ネットワーク検討

平成 23 年 2 月 8 日 // (学校)・・・ //

平成 23 年 2 月 9 日 // (精神障害)・・・ //

平成 23 年 3 月 2 日 第 4 回・・・下命事項に対する答申 (案) 検討

専門部会構成機関が多く、下命事項 1、2 については、アンケート調査を行い、結果に基づいて部会において検討を行った。

また、平成 22 年度においては、問題点等が分野別に異なっていたため、「就労支援専門部会」を 3 分野 (知的・身体障害、精神障害、学校) に分け、小部会形式にて個別検討を行い、第 4 回にて全体化する方式をとった。

## 下命事項における、検討結果報告

**下命 1** 就労支援体制の現状と問題点の検討

## 【知的・身体障害】

## (問題点)

- ① 就労に向け、本人と共に保護者の理解が必要
- ② 本人能力について保護者の理解がない場合がある。
- ③ 面接が不得手であり、実習でみてもらいたいが、実習先もない。

(以下、検討内容)

- ① 就労能力がありながら本人と共に、保護者が一般就労をあきらめてしまう場合がある。

施設等において「一般就労能力あり」と見極められた場合への対応は、障害者就労支援センターと連携しながら、個別に本人及び保護者に対し、説明を行っていくことが重要である。また、企業就労のイメージを体感してもらうために、「企業見学会」などを就労支援センターが行っていくこととする。

更に、一般への啓発活動として、保護者も対象とした「障害者就労支援センター講演会」を定期的を開催し、関係機関（東京しごと財団等）で行われている「保護者向けセミナー」などの周知もはかっていくものとする。

また、障害者就労支援センターでは、「出前講座」として、要望があれば、各施設等へ出向き、障害者就労について案内を行っていく。

- ② 本人能力が過大に評価されている場合には、第三者機関からの評価を受け、客観視してもらうようこころがける。

具体的には、東京障害者職業センターや東京都心身障害者福祉センターなどで行われている「職業能力評価」を受けることや、「委託訓練」に参加し、実際の企業等からの評価を受けるようにする。

- ③ 現実的に個別企業の確保は難しい現状にある。企業の雇用環境も今年採用はあっても、来年は分からないといった状況であり、継続的な実習受け入れ企業を探すことは難しい。

しかしながら、障害者就労の企業側への啓発活動は続けていく必要がある。直接的な実習や雇用に結びつかないまでも、その下地づくりとして、産業界との連携を今後、すすめていく必要がある。

そのための手段として、自立支援協議会就労支援専門部会に商工会議所や商店会連合会等の参画などにより、障害者への理解を求めると共に、連携した取り組みを行ってきたい。

また、企業等での実習等が困難な状況から、一般就労と福祉的就労との中間的な仕組みを行政として構築していく必要がある。

東京都の補助金等を活用した他区の先進事例を検討し、当区においても実現可能なものを目指していきたい。具体的には「障害者地域緑化推進事業」などの可能性を検討した。受託先等の課題もあるが、何かしらの方法で、翌年度以降も検討を重ねていくこととする。

庁内シュレッダー業務の委託化をはじめ、公園・区施設等での清掃や、新福祉センター等、区役所関連業務の活用の検討を進める。

## 【精神障害】

（問題点）

- ① 本人自覚能力（希望）と現実の乖離がある場合がある。
- ② 企業実習先がない。実習の機会を増やして欲しい。

- ③ 短時間から始める就労先が欲しい。近所（寺など）の支援開拓が必要

（以下、検討内容）

- ① 前述の【知的・身体】の①、②と同様に、個別的なアプローチを行い、第三者機関や委託訓練での外部評価を受けるようにする。
- ② 前述の【知的・身体】の③と同様
- ③ 地域特性からも、区内に多くある寺社や大学等における就労の機会拡大に向け、関係団体と連携をする方策を探っていく。まずは、地域の仏教会や教会会合において協力を要請することや、大学等への要請を行っていくこととする。

## 【学校】

（問題点）

- ① 本人能力に対する保護者理解がない場合がある。
- ② 身近な就労先の開拓について（要望）
- ③ 就職先が決まらないケースの対応

（以下、検討内容）

- ① 在学中については、実習結果等で保護者理解を得ていくとともに、東京都心身障害者福祉センターでの「職業能力評価」も活用していく。  
また、保護者への啓発として、保護者会等の場で障害者就労支援センターや障害福祉課職員よりガイダンスを直接行うことを継続する。  
その他、一般就労の理解を深めるためにも、保護者も対象とした「就労支援センター講演会」を開催し、関係機関（東京しごと財団等）で行われている「保護者向けセミナー」などの周知をはかっていくものとする。
- ② 前述の【知的・身体】の③と同様
- ③ 職業能力開発校へすすめる場合もあるが、いったんは福祉施設利用とならざるを得ない。しかし、文京区においては就労移行等の訓練施設が少なく、福祉施設での在籍期間が長くなる傾向もあることから、訓練施設等の設置について、今後の検討を強く要望するものである。

## 下命2 就労の促進・継続を支援するための方策についての検討

### 【知的・身体障害】

（課題）

- ① 役割分担の明確化
- ② 就労支援センターの関わるタイミング

（以下、検討内容）

- ① 継続支援の主体は、原則として障害者就労支援センターが担う。出身施設等は、サポート的対応を行う。  
(就労移行支援事業所の場合は、就職後6ヵ月までは、事業所と就労支援センターの連携により支援を行う。)  
※「サポート的対応」・・・これまで施設等において関係構築がなされていることから、対象者が求める個別相談など。  
また、必要に応じて、企業側との支援者会議等への参加
- ② <就労支援センター登録者の場合>
  - ・求職活動中から連携して支援を行う。(ただし、区外在住者の場合は、就職後、住所地の支援センターでの支援を受けることになる。)<未登録者の場合>
  - ・(区内在住者)
    - 一般就労可能と見極められた場合、就労支援センターへの「登録」を行い、その後、連携して就職の支援を行い、就職(施設退所)後の定着支援は就労支援センターが中心となる。
  - ・(区外在住者)
    - 住所地の就労支援センターと協議<既に就職している場合>
  - ・(区内在住者)
    - 就労支援センター登録後、同行企業訪問等を経て、緩やかに支援主体を移行する。
  - ・(区外在住者)
    - 住所地の就労支援センターへの登録を案内する。

## 【精神障害】

(課題)

- ① 現在の対象者への対応で精一杯。人手が足りない。
- ② 就労支援センター・保健所・保健サービスセンターと施設との役割分担

(以下、検討内容)

- ① 継続支援の主体は、原則として障害者就労支援センターが担う。
- ② 就労支援センターは継続支援の主体となる。(企業とのコンタクト等)
  - ・出身施設等はサポート的対応を行う。  
(就労移行支援事業所の場合は、就職後6ヵ月までは、事業所と就労支援センターの連携により支援を行う。)
  - ・保健師は病状を含め、メンタル面におけるサポートを行うことで連携する。

【学校】

(課題)

- ① 卒業後の支援に向けて、在学中から地域との連携ができないか？
- ② 就労支援センター・職業センター等とのすみ分け、情報共有継続の不安がある。

(以下、検討内容)

- ① 在学中の就労支援センターとの連携については、原則として、確実な内定見込みの出た生徒については、3年生時の実習同行等により就労支援センターとの連携を図っていく。支援の主体の移行は、原則3年をかけて緩やかに行う。具体的には卒後1年目は学校主体での支援（訪問同行、トラブル発生時の連携、生活面でのフォロー連携は就労支援センターと行う。）。卒後2年目以降は就労支援センターが主体となり、学校はサポート的対応を行うこととする。  
上記については、原則を明文（図式）化する。
- ② 各機関役割を明示したものを、一覧表化する。

**下命3** 就労支援のネットワーク構築についての検討

(現状)

自立支援協議会就労支援専門部会、障害者就労支援連絡会議、就労支援者研修会等を通し、顔が見える関係になっている。特に就労支援者研修会は、夜間開催にて担当者レベルが集える場となっており、懇親も連携の一助となっている。

また、自立支援協議会就労支援専門部会は今年度、小部会形式をとり、意見を言いやすい環境であった。しかし、反面他の分野の話が聞けない面があった。加えて、知的障害者対象施設等においても、精神障害等の重複障害などが多くなっており、情報を求める声があった。

(今後に向けて)

現状においても、ネットワーク的なものはできており、体系図式化を図ってみる。

また、ネットワークの構築に向けては、既存の自立支援協議会就労支援専門部会や就労支援者研修会を融合させ、個別事例検討なども行える場を検討していく。その中で、障害者就労支援におけるネットワーク化が図れるよう努めていくこととする。